

## 告 示

### 埼玉県告示第八百号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十一条第二項の規定により、次の認定特定非営利活動法人の認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項の規定により公示する。

令和元年十二月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

N P O 法 人 T S U B A S A

二 代表者の氏名

松本 壮志

三 主たる事務所の所在地

埼玉県新座市中野二丁目二番二十二号

四 更新後の認定の有効期間

令和元年十二月十九日から令和六年十二月十八日まで